

# 「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025 第17回 LIFE×DESIGN」 奈良県ブース出展者募集要領

(公財) 奈良県地域産業振興センターでは、首都圏での新規受注獲得や販路拡大を目指す奈良県内の中小企業及び小規模事業者(以下、「県内事業者」という。)を支援するため、日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市である「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025 第17回 LIFE×DESIGN」に設置する奈良県ブースに、共同出展する事業者(以下、「出展者」という。)を募集します。

## 1 展示会概要

〈名称〉

東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025 第17回 LIFE×DESIGN

〈会期〉

令和7年2月12日(水)～14日(金) 10:00～18:00 (最終日は17:00迄)

〈会場〉

東京ビッグサイト(東京都江東区有明3丁目11-1)

〈主催者〉

株式会社ビジネスガイド社

〈出展エリア〉

「アクティブデザイン&クラフトフェア」(予定)

## 2 実施体制

事務局:(公財) 奈良県地域産業振興センター

委託先:株式会社リアルジャパンプロジェクト

全体監修・アドバイザー:代表取締役 河内 宏仁

アドバイザー略歴・・・国内外ファッションブランドのPRを10年間経験後、全国各地の工芸品や地場産品の販路開拓・商品開発・マーケティング等を通して各地に継承されるものづくりを発信するリアルジャパンプロジェクトを設立。主な仕事に「アサヒビール×リアルジャパンプロジェクト」、「AJI PROJECT」、「伊藤園 和のこだわりキャンペーン」、「DomPerignon×KYOTO」プロジェクトなど全国の工芸品地場産業メーカーのブランディングを多く手掛ける。プロダクトにおいては、iF DESIGN AWARD(ドイツ)等を受賞。近年では、慶應義塾大学講師、バラエティー番組「マツコの知らない世界」などに出演し日本のものづくりを発信している。

### 3 応募資格

次の条件をすべて満たすこと。ただし、（公財）奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）が出展者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

（1）中小企業者等（以下の表に該当する者）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。

#### 【中小企業者等について】

中小企業者等とは、次の（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

（ア）以下の表に該当する者

区分	業種	資本金・常時使用する従業員数
会社または個人	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
	卸売業	1億円以下又は100人以下
	サービス業	5,000万円以下又は100人以下
	小売業	5,000万円以下又は50人以下
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等	

（イ）中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合に該当する者

（ウ）みなし大企業とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

（2）奈良県内に本社又は事業所（個人にあっては住所地）を置く者

（3）奈良県税の滞納がない者

（4）申込時点にて、過去5年における東京インターナショナル・ギフト・ショー「奈良県ブース」への出展回数が2回以内である者

#### 4 応募条件

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 出展する商品は、以下の①及び②の条件を満たすこと。

- ①自社で企画・製造（自社で企画を行っていれば、他社に製造委託している商品でも可）を行ったものであること。
- ②医薬品、農産・畜産・海産品及び食品（お酒、お茶、乾物その他常温で賞味期限3ヶ月以上のものを除く。）以外の一般消費財であること。

(2) 出展にあたり、以下の①から⑧のすべての条件に従うこと。

- ①担当者（来場者への質問・製品説明、商談等に対応できる方）を常時1名以上ブースに配置すること。
- ②出展品の輸送、搬出入は各出展者が行うとともに、責任を持って展示品を管理すること。
- ③当センター及び当センターが指定する出展アドバイザーの展示方針に従うこと。
- ④当センターが実施する事前説明会（10月30日（水）開催）に出席すること。
- ⑤当センターが実施する個別相談会（11月頃より随時実施予定）に出席すること。
- ⑥当センターが実施する出展後のフォローアップセミナー（2月下旬開催予定）に出席すること。
- ⑦当センター及び主催者の指示に従い、出展に必要な準備等を行うこと。
- ⑧新たな販路の開拓等に向けて、意欲的に取り組む意思を持ち、事業に参加すること。

(3) 展示会出展後の成果報告として、以下の書類を当センター及び本事業の業務受託者に提出すること。

- ①展示会出展後アンケート（展示会出展1ヶ月後に実施予定）
- ②展示会出展後の一定期間（原則1年間）における商談実績及び進捗状況の報告

(4) 出展風景の撮影及びその映像を、広報活動用として当センターホームページその他の広報媒体に利用することに同意できること。

#### 5 募集数

6者程度

※3小間（27㎡）に「奈良県ブース」として共同出展し、各出展者に割り当てます。

## 6 申込方法

### (1) 出展申込の申請

以下の入力フォームより、出展申込の申請をしてください。

#### 【申請フォーム】

<https://forms.gle/CrxXNXjVRdYrLQWa7>



奈良県税（全税目）の滞納がないことの証明書は、申込フォームにデータを提出し、原本を後述する二次審査の際にご持参ください。

### (2) 出展申込期限

令和6年9月30日（月）17時まで

### (3) 応募にあたっての注意事項

- ①申請内容に不備がある場合は、応募を受け付けません。
- ②特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、応募者が負うものとします。

## 7 選考方法等

### (1) 選考方法

出展を申込み者（以下、「出展申込者」という。）から提出された企業情報、商品情報をもとに書類審査（一次審査）を実施します。書類審査の合格者に対して、外部専門家（アドバイザー）との個別面談に基づく審査（二次審査）を実施し、出展者を決定します。（日程及び場所は、10（5）に記載）

なお、二次審査に当たり、事前にヒアリング又は申請フォームで提出いただいた書類以外の書類の提出を出展申込者に求める場合があります。

### (2) 選考結果の通知等

選考結果は、各出展申込者に対し、E-mailにより通知します。なお、選考は非公開で行うこととし、選考の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。ご了承ください。

## 8 当センターが負担する経費

当センターが負担する出展にかかる経費は、次に示すとおりです。。

- ①主催者に支払う出展料（小間料金等）
- ②展示ブース装飾経費（当センターが装飾用として設置する什器備品類、電気代を含

む。)

※出展者が当センターの承認を得て独自に持ち込む什器備品類は対象外とします。

※展示ブース装飾の仕様については当センターが全て決定し、出展者が独自にブース装飾を行うことは出来ないものとします。

## 9 出展者が負担する経費

- ①展示ブース装飾に係る出展者負担経費 8 万円
- ②出展に伴う展示物の運搬、搬出入費等
- ③出展に伴う担当者人件費、交通費、宿泊費等
- ④申込書類作成費等
- ⑤その他個別に発生する経費等

## 10 その他

### (1) 応募資格の喪失

出展申込者が次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、応募資格を失う。

- ①出展申込者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③出展申込者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤③及び④に掲げる場合のほか、出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### (2) 出展資格の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合、出展資格を取り消すことがあります。

- ①申請内容に虚偽の記載があった場合

- ②破産等により事業の継続が困難となった場合
- ③10(1)に該当することが判明した場合のほか、法令等の社会的規範を遵守していない場合
- ④その他当事業の趣旨にそぐわない行為又は品位を損なう行為であると当センターの理事長が認める場合

### (3) 留意事項

- ①出展者の展示については、原則、当センターで用意する什器（メイン什器として幅140cm、奥行き45cm、高さ76cm程度を予定。サブ（ブース壁面）什器として幅45cm、奥行き20cm程度を予定。）の上で行うものとします。当センターで用意する什器、ブースレイアウト等については、奈良県ブース全体の調和の関係上、出展者の希望に沿えない場合があります。また、奈良県ブースの調和を乱すような展示方法は行わないこと。
- ②出展者の出展商品数の上限は設定しないが、当センターが指定するアドバイザーの全体の展示方針等（ブースレイアウト、相談内容結果）により、制限する場合があります。
- ③試食及び試飲（熱を加える等の調理を必要とするものを含む）は不可とします。
- ④出展者は、出展面積の一部又は全部を転貸、売買、譲渡等することはできません。また、当センターの承認なしに、出展者以外の企業、団体、個人等が使用・展示することはできません。
- ⑤納付された出展者負担経費8万円は返金できません。
- ⑥当センターは、主催者の事情、天変地異その他やむを得ない事情が生じた場合は、奈良県ブースの全部又は一部の使用を中止又は変更することがありますが、これにより生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。
- ⑦諸般の事情により当事業に関して発生するいかなる損害についても、当センターに請求できないものとします。

### (4) 問い合わせ先

(公財) 奈良県地域産業振興センター 事業化推進課 担当：福原、松本、田中、木村  
E-mail : nara-giftshow@nara-sangyoshinko.or.jp

(5)今後のスケジュール（予定）

応募受付	募集開始時から令和6年9月30日（月）まで
書類審査（一次審査）結果の通知	10月3日（木）～1週間以内（目安）
出展者選考会（二次審査（外部専門家（アドバイザー）との個別面談））	令和6年10月10日（木） 場所：奈良県産業振興総合センター内会議室 （奈良市柏木町129-1） ※書類審査の合格者に集合・開始予定時間を通知します。 ※原則、対面により実施します。
個別面談審査（二次審査）結果の通知	10月10日（木）～1週間以内（目安）
事前説明会（展示会出展に向けてのポイント、ノウハウの紹介）	令和6年10月30日（水） 場所：奈良県産業振興総合センター内会議室 （奈良市柏木町129-1） ※出展者には、集合・開始予定時間を通知します。
出展者個別相談会	令和6年11月頃より随時実施します。（オンライン想定）
その他、随時相談指導	出展者決定から事業終了まで
展示会	令和7年2月12日（水）～2月14日（金）の3日間
出展後のフォローアップセミナー	令和7年2月下旬（オンライン想定）

※スケジュールは変更になる場合があります。

※出展者は事前説明会、出展者個別相談会、出展後のフォローアップセミナーへの参加は必須とします。

以 上